

GLOBE

グローブ 2013 秋

75



(公財) 世界人権問題研究センター

教育相談のご案内

子どもの健全な成長・発達を願って



京都府総合教育センター(トータルアドバイスセンター)

性格や行動、友人関係、心身の発達、学習や学校生活のこと、不登校、いじめ、家庭でのしつけなど、悩みや不安が自分一人では抱えきれないほどあふれることがあります。私たちは、一緒に解決の方向を探っていきたいと考えています。

(ご相談の内容については秘密を厳守いたします。相談は無料です。)



相談方法

相談対象

京都府立学校または府内(京都市を除く。)の市町(組合)立学校、幼稚園等に通う幼児、児童生徒やその保護者、学校関係者等

電話教育相談

『ふれあい・すこやかテレフォン』
～24時間対応～
075-612-3268 または 3301
0773-43-0390

メール教育相談

インターネットで「メール教育相談 京都」で検索してメール教育相談入力フォームからお入りください。

- ◆携帯電話からも相談できます。
- *携帯電話の場合、受信拒否設定を解除してください。



来所教育相談

- ◆月曜～金曜 10:00～17:00
(祝日・年末年始を除く。)
- ◆京都府総合教育センター
(伏見区)と北部研修所(綾部市)

巡回教育相談

- ◆月に1回～2回、決まった曜日・時間
- ◆乙訓・山城・南丹・丹後教育局、アグリセンター大宮
- *来所・巡回教育相談は予約制です。
「ふれあい・すこやかテレフォン」にお申し込みください。

京都府総合教育センター(トータルアドバイスセンター)

京都市伏見区桃山毛利長門西町

電話 075-612-2959

GLOBE

GLOBE No. 75 2013 autumn 目次

	歴史随想	坂上田村麻呂と清水寺	上田 正昭	2
	外部寄稿	いつまでも住み慣れた地域でいきいきと ～成年後見制度の利用支援について～	田口 利明	4
	国際人権・随想	アジア諸国と人権（その三五）	安藤 仁介	6
	研究第一部	国際的な人権基準の実施に向けて	前田 直子	8
	研究第二部	「旧同和地区」という表現から考える まちづくりのいま	山本 崇記	10
	研究第三部	丹波マンガン鉱山の じん肺被害を伝える	仲尾 宏	12
	研究第四部	服装文化に託された近代の思想	馬場 まみ	14
	研究第五部	困難を抱える若者の リテラシーとその支援	岩槻 知也	16
	研究部の報告	研究第4部の取り組み	谷口真由美	18
	事業案内	2013年度 人権大学講座		20
	〃	2013年度 講座・人権ゆかりの地をたずねて		21

【連載】 人権のゝ館、

アクティブ・ミュージアム
「わたちの戦争と平和資料館」について

山下 泰子 22

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「コスモス (シーシェル)」

坂上田村麻呂と清水寺



研究センター理事
長
京都大学名誉教授
上田 正昭

京都観光の有名な名所のひとつが清水寺である。その清水寺の建立を発願した大願主が、征夷大將軍として名高い坂上田村麻呂であったことを知る人は少ない。

『清水寺縁起』などによれば、宝亀九年（七七八）に賢心上人が東山で音羽の滝をみだし、そこへ老仙人が現われる。この仙人は観音菩薩の化身であることが判明したという。そこで賢心上人が千手観音をまつることになる。

その二年後、坂上田村麻呂の高子夫人が病となり、田村麻呂は夫人のために葉草を東山に求め、賢心上人と

あい上人の高徳を慕って帰依した。そして清水寺の建立を発願する。延暦十七年（七九八）に宝殿を建立、大同二年（八〇七）には高子夫人が仏殿を造営した。今も開山堂で坂上夫妻の座像が大切にまつられているのも、清水寺と坂上氏との深いえにしを象徴する。

田村麻呂と高子との間に生まれた春子は、桓武天皇の後宮に入って、葛井親王が誕生した。その葛井親王が承和十四年（八四七）に清水寺に三重塔を建立する。

その坂上氏が大和国高市郡の^{ひのくま}松前（松隈）を本居とした百済・加耶系の^{やまとのあや}東漢氏の支族であったことはあまり知られていない。田村麻呂の父坂上^{かりたまろ}苺田麻呂は、宝亀三年（七七二）の四月二十日につきのような奏言を朝廷に提出した（『続日本紀』）。上奏文は長文なので要約すると、つぎの3点になる。

(1)先祖の阿智^{あちのおみ}使主は應神朝に多くの人びとを率いて渡来し、高市郡の^{あき}松前村に住むことになり、高市郡内では「他姓の者は十にして一二」である。(2)したがって天平三年（七三二）以来、高市郡の郡司には同族が任命されて、「今に四世（代）」に及んでいる。(3)郡司の任命は「必

ずしも子孫に伝えないけれども（当時は郡司の嫡々相続は禁じていた）、高市郡の郡司にはわが一族を任じてほしい。」

朝廷は「譜第（世襲）を勸ふることなく」郡司の任命を許すことになる。いかに奈良県明日香村松前の地に坂上氏（松前忌寸）が数多く居住していたかがわかる。

古代日本の壁画古墳を代表するのは高松壁画古墳とキトラ古墳で、ともに松前の地域にあり、そのころの画師集団のリーダーは高句麗系の渡来人である黄文連本実であった。

坂上田村麻呂が征東使として登場するのは延暦十一年（七九二）の七月からで、その征東副使になっている。そして延暦十二年二月には征東使を征夷使に改め、延暦十五年の正月二十五日には、田村麻呂は陸奥出羽按察使兼陸奥守となった（『日本逸史』）。正式に征夷大將軍に田村麻呂が任命されたのは延暦十六年の十一月五日であった（『日本紀略』）。

弘仁二年（八一）五月二十三日、大納言正三位兼右近衛大将坂上大宿禰田村麻呂として年五十四歳でこの世

を去ったが、その薨伝に「赤面黄鬚にして、勇力人に過ぐ、将帥の量あり」と記載し、「類に辺兵の将となり、出ずる毎に功あり、寛容士を待し、能く死力を得つ」と記述するの（『日本後紀』）、彼の面目の一端を今に伝える。とくに寛容で軍士を待遇し、田村麻呂のためには部下が死力をつくしたとする評価は、彼の将帥としてのすぐれた人柄を物語る。

「蝦夷」と夷狄視された東北の人びとは、ねばり強く抵抗した。延暦二十一年四月十五日、「大墓公」と称された英傑阿弓流爲と副将母礼らは幹部の人びとと共に五百余人を率いて降伏した（『類聚国史』）。

田村麻呂はその才知と能力を認めて、このたびは「願に任せて、故郷に返し」、「征夷平定」に協力させた方がよいと朝廷に進言したが、貴族や官僚は反対し、河内国の杜山で阿弓流爲と母礼は斬殺された。田村麻呂はその死を悲しんだにちがいない。

平成六年（一九九四）の十一月六日、田村麻呂ゆかりの清水寺に、阿弓流爲・母礼の顕彰鎮魂の碑が建立されたのは、史実にそくしてふさわしい。

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと ～成年後見制度の利用支援について～



京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課
地域包括ケア・在宅福祉担当課長

田口 利明

「エンディングノート」、「リビングウィル」、「終活」…書店では、このようなタイトル本をよく見かけるようになりました。本格的な高齢社会を迎えた今、いつまでも自分の意思に基づいたよりよい人生を送るため、様々な取組がなされています。「判断能力があるうちに人生の道筋を決めておきたい」「財産管理は子どもたちに頼みたい」など、「いつまでも自分らしく」ということは誰もが望むことです。

一方、高齢者人口の増加に伴い、全国の認知症高齢者は、2012年時点の国の推計で高齢者の15%にあたる462万人にのぼり、また、全国の一人暮らし高齢者は、

この30年で88万人から480万人へと、実に5.5倍の増加となっております。

このような状況の中、高齢者の詐欺被害が後を絶ちません。また、介護サービスを受けるには、多くの契約行為が必要です。認知症等により判断能力を失った方が、自らの権利を守り、いつまでも安心安全に自分らしく生きていくには、どうすればいいでしょうか。

介護保険制度の導入に併せて、成年後見制度が創設されました。成年後見人が、被後見人に代わって契約行為を行うことにより、これら二つの制度が、高齢者一人ひとりがその人らしい生活を送り続けるための車の両輪のような機能を持つよう、期待されました。しかし、介護保険制度と比べ、成年後見制度は十分に浸透しているとはいえません。制度周知が進んでいないだけでなく、家庭裁判所への申立に係る費用の捻出や手続きの煩わしさが、制度利用を妨げているとの指摘もあります。

成年後見制度の利用を促進することで、高齢者の権利を守り、住み慣れた地域でいきいきと生活していただくため、京都市では次のような取組を進めています。

■京都市成年後見支援センターによる制度利用の支援
制度の概要や裁判所への申立方法等の相談に対応する

ため、平成24年4月に京都市成年後見支援センターを設置しました。弁護士等の専門職による各種相談対応とともに、制度の普及啓発、「市民後見人」の養成・活動支援を進めています。

■「市民後見人」の養成・活動支援

後見人には、親族の他、弁護士等の専門職が多く就任していますが、市民による新たな地域貢献の形として脚光を浴びているのが、「市民後見人」です。京都市成年後見支援センターでは、「市民後見人」としての適性や必要な知識を確保するため、その養成と活動支援を行っており、本年10月には、京都市における市民後見人第1号が選任されました。

■京都市による審判申立

成年後見制度では、親族が家庭裁判所に申立てるのが一般的ですが、身寄りのない方については、お住まいの市町村長が申立てることができることになっています。近年、京都市長が申立てる例は急激に増加しており、平成24年度には100件に達しました。

■後見人報酬等の助成制度

後見人に対する報酬は、その活動内容に応じて家庭裁判所が決定し、被後見人の財産から支払われること

となっております。費用負担が難しい方の制度利用が容易となるよう、京都市では、生活保護受給者やそれに準ずる収入・資産状況の方に対して、後見人報酬等の助成制度を設けており、制度利用の支援を行っていません。

■「高齢サポート」——ご相談ください!!高齢者の何で

も相談窓口——

地域の高齢者の相談窓口として、市内に61箇所設置している「高齢サポート」(地域包括支援センター)では、平成24年度から、市内約7万人の一人暮らし高齢者への戸別訪問を実施し、支援が必要な高齢者の把握に取り組んでいます。その際、成年後見制度だけではなく、その

方に必要な各種制度の利用、日常的な見守り等の適切な支援につなぐなど、高齢者の権利を守るための取組を進めています。お困りごとがあれば是非ご相談ください。



アジア諸国と人権（その三五）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

モンゴルに続いて、ヴィエトナムの人権状況について考えてみましょう。ヴィエトナムは東南アジアの一国で、旧仏領インドシナ3国の一つです。国土面積は33万平方キロと日本よりやや狭く、人口も約九千万人です。細長い国土は、中国と国境を接する北端から南シナ海沿いに一七〇〇キロも広がり、全体としてS字型になっています。西側ではラオス、カンボディアと隣り合っています。そして、この細長い国土はハノイを中心とする北部、フエ、ダナンを核とする中部、ホー・チ・ミン（旧サイゴン）を中核とする南部に、三分されます。

ヴィエトナムの人口構成をみると、総人口の八割五分はヴィエトナム系で占められ、周辺の他部族からはキン人と呼ばれています。また、北部山岳地帯には、水稲耕作に従事するタイ系諸語の少数民族が住んでいるほか、焼畑農耕やケシ栽培などに従事するミャオ族（約25万）、ヤオ族（約20万）などの少数民族も住んでおり、いずれもシナ・チベット系といわれています。これに対して北部山間部に住むムオン族（約40万）はヴィエトナム語と同系の言葉を話すと考えられており、中部高原地帯に住むモイ族などモンタニヤールと呼ばれる少数民族（100万を超える）と同様に、焼畑農耕や採集、狩猟などの伝統的な生活様式を維持しているアウストロアジア語系およびアウストロネシア語系の原住民です。かつては、ヴィエトナム人の祖先は中国南部から来たと思われるりましたが、今日ではむしろこれら原住民が祖先と考えられるようになりました。

中国系住民は全体の3パーセントに過ぎませんが、ヴィエトナムの歴史を通して中国の影響はきわめて強いものがありました。この地域では、すでに紀元前八、〇〇〇年

の新石器時代、続いて青銅器時代の遺物が発見されています。しかし、紀元前一一年、漢の武帝が当時広東に都を置いていた南越王朝を滅ぼし九郡を設置したうち、南部の三郡はほぼ現在のヴィエトナムに当たります。その後何度かの土着勢力による反乱や王国の建設も中国の諸王朝の干渉を受けましたが、一〇〇九年になってはじめてヴィエトナム人による比較的長期の安定政権、リ王朝が樹立されました。それ以降もヴィエトナムの政權は、内紛に乗じて干渉を繰り返す宋、明、清の勢力に翻弄され続け、今日のヴィエトナム国家の骨格が固まるのは、やっと一八〇二年、グエン王朝の成立以後のことです。ただし、清朝後期における西欧列強の中国進出のなか、フランスが一九世紀後半には、まず南部をフランス領コーチシナ、北部をトンキン保護領、中部をアンナン保護国として植民地化したことは、ご承知の通りです。

いずれにせよ長期に及ぶ中国との関係は、その文化がヴィエトナムの社会組織、信仰、儀礼、風俗習慣、そして芸術などの各分野にわたって強い影響を与えた事実を意味します。その中でも、法制と官僚支配体制はヴィ

エトナム社会形成の中核的な役割を果たしました。また、儒教を思想の基盤とする漢字文化への傾倒は、「士」(官僚)を中心とするバンタン(文人、読書人階層)の台頭をもたらし、彼らは社会の上層部として政治権力を握るとともに知性の代表ともみなされたのです。これと並んで、ヴィエトナムの伝統社会では、村落と中央政府が支配従属でなく、対置する関係にあることが注目されます。そのため、村落の維持・運営は、実質的に長老・退職官僚・富裕農民などで構成される「郷職会議」の手に委ねられ、中央権力の介入は形式的なものにとどまりました。つまり、ヴィエトナム伝統村落の共同体的性格と集団主義は、長期にわたる中国への服属、フランス植民地支配やインドシナ戦争への抵抗の全期間を通して、ヴィエトナム社会の根底にあったわけですから。

では、ともに共産党独裁の政治体制をとる中国が自由権規約への加入を拒否してきたのに対して、ヴィエトナムがなぜ早くから同規約の当事国となっていたのでしょうか。次に、その問題からヴィエトナムの人権状況を考察してみましょう。

国際的な人権基準の実施に向けて



研究センター研究員
京都女子大学講師

前田 直子

九月四日、最高裁判所大法廷は、婚外子（非嫡出子）の遺産相続分を定める民法規定（民法九〇〇条四号但書）について、憲法一四条に違反するとの判断を、一五名の裁判官の全員一致の意見にて示しました。民法は明治時代に策定された法典で、日本国憲法よりも長い歴史を有しています。何度か改正が行われていますが、今なお、制定当時の社会的制度や状況などが反映された規定が、いくつか維持されています。

これまで裁判所は、民法の相続規定を合憲としてきました。一九九五年の最高裁大法廷判決では、民法九〇〇条の立法理由を、法律婚の尊重と非嫡出子の保護との調整を図ったものと解し、それには合理的根拠があり、立

法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えてはいないとの見解が示されました。

今回の大法廷判決では、相続制度を定める際には、各国の伝統や社会事情、国民感情を考慮し、国民の意識を離れて定めることはできない、どのように定めるかは立法府の合理的な裁量判断にゆだねられているとしたうえで、違憲判断の理由として、次のような点をあげています。一九四七年の民法改正後、婚姻、家族の形態は著しく多様化し、国民の意識の多様化も大きく進み、現在、嫡出子と非嫡出子の相続分に差異を設けている国は世界的にも限られています。日本は国連の委員会からも差別的規定を含む法改正の勧告を受けてきました。また法律婚という制度が定着しているとしても、父母が婚姻関係になかったということとは、子にとって自ら選択・修正する余地のないことを理由として、子に不利益を及ぼすことは許されず、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別する合理的根拠は失われているということができます。

そもそも、非嫡出子の相続における差別的取扱の規定については、日本政府が、児童の権利条約の批准を国会において審議・検討している一九九二年からすでに、条約に違反するのではないかという指摘がされています。児童の権利条約はその第二条において、差別的禁止

を規定しています。条約の締約国は、児童に対して、児童本人やその父母（もしくは法的保護者）の人種や性、宗教、社会的出身などともに、「出生」を理由として差別することなく、条約に定められた権利を保障することが義務づけられています。この差別の禁止は、条約全編を通じた基本原則となっています。

「出生」による差別禁止規定は、日本が、児童の権利条約よりも以前に加盟した国際人権規約にも明記されていますが、その批准に際しても、十分な議論はされませんでした。児童の権利条約の締結に関する国会での審議では、条約第二条にかかる義務を、国内法レベルにおいても確保しなければならないという意見が、当時、何人かの国会議員から呈せられました。しかし政府は（当時の）現行国内法で条約上の義務は満たしていると説明し、民法900条をはじめ、条約の国内での実施に関連する国内法規定が改正されることなく、日本は児童の権利条約を締結しました。

日本がこの条約を批准してからも二十五年を迎えますが、その間、条約の国内の実施の状況に関して、「政府報告審査」を三回（一九九八年、二〇〇四年、二〇一〇年）受けました。審査を行った国連児童の権利委員会は、非嫡出子の問題に関して、「嫡出でない子の相続権が嫡出

子の相続権の半分となることを規定している民法九〇〇条第四号のように、差別を明示的に許容している法律条項、及び、公的文書における嫡出でない出生の記載について特に懸念する（第一回）、「婚外子に対するあらゆる差別、特に相続や市民権、出生登録における差別や「非嫡出」なる差別的用語を法律及び規制から撤廃するため法律を改正するよう勧告する」（第二回）、「今なお、嫡出でない子が、相続に関する法律において嫡出子と同様の権利を享受していないことを懸念」し「包括的な差別禁止法を制定し、根拠にかかわらず児童を差別する法律を廃止すること」を勧告（第三回）しています。

今回の最高裁判決では、これらの国連の人権条約の委員会による勧告についても触れており、国際的な人権基準の実施を意識したものと評価することができます。国際的な制度を通じ、普遍的な人権保障の水準が、国内にも浸透していく過程であると言えます。

しかしその実施は司法府だけの責任ではありません。二〇一三年の通常国会にも民法九〇〇条四号但書を改正する法案が提出されましたが、六月に国会は閉会し、法案は廃案となりました。今回の判決を受けて、立法府には、問題を先送りにせず、法改正の対応を迅速に図ることが求められるでしょう。

「旧同和地区」という表現から考える

まちづくりのいま



研究センター専任研究員

山本 崇記

今日、行政用語である「同和地区」という表現を使用することは憚られ、「旧同和地区」「旧被差別部落」と表現されることがある。同和行政の対象エリアを指示するために同和地区という表現が使用されてきたが、同和対策事業特別措置法が失効したことをもって、旧同和地区と表現することは理に適っているように見える。しかし、措置法以前も以後も同和問題を解決するための行政施策（同和行政）は行われている。特別施策か一般施策かという別なく同和行政は行われているのであって、その対象地域として同和地区と表現し続けることの方が理に適っているのではないか。

一方で、同和地区として対象化されてこなかった、そ

れを拒んだ被差別部落が多く存在する。被差別部落、又は、部落と表現することの方がより多くの地域を指すことができ、同和地区ではなく、（被差別）部落と表現することの方が理に適っている場合がある。つまり、旧同和地区、旧被差別部落と表現することは慎重だが、自然なことなのだ。ただ、「被差別」部落と表現すること、また、「部落」と表現し続けることも適当なのかどうか考えてみる必要がある。これは、どの時点で部落差別が解消され、「被差別」と表現しなくて良くなるのかという問いと関わっている。

部落内外の人たちが具体的に交流し協働を行うことを通じてこそ、差別意識や忌避感情は克服されていく。であるならば、部落問題の解決のためには、人と人が出会い、交流し、協働する必要がある。そのための仕掛けの一つが「まちづくり」と言える。その際に、自らが生まれ、育ち、暮らしている、また、ルーツを持っている地域（まち）をポジティブに語ることができることは大切である。結婚、就職、土地などに関わる現代の部落差別も、日常的な実践のレベルでは、この点に関わっているように思われる。

「吾が特殊部落民よ団結せよ」「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」という水平社宣言の有名なセリフとは、差別する側によって使用されてきた表現を被差

別者が使用せざるを得ないジレンマを示している。このジレンマは、被差別部落／部落という表現にも当てはまり、この使用も過渡的なものであるはずである。人々が自分たちのまちを当たり前に（○○町、○○村と）語ることができなければ、社会的障壁（差別）は頑強である。と判断せざるを得ないだろう。

人と人の交流と協働の大きな実験が「京都駅東エリア」を舞台に始まろうとしている。国土交通省が、数年前から「エリアマネジメント」という手法を奨励し、各市町村でも導入されつつある。簡単に言えば、行政主導ではなく、住民主導のもとにまちづくりを進め、地権者、民間事業者、学識経験者などが加わり、従来の規制・範囲にとられない試みを行っていくというものである。2009年から2010年にかけて、京都市同和行政の総括的事業の一環として設置された「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」において、このエリアマネジメントを導入することが提起されたのである。

いち早く、この手法を取り入れることに動き出したのは、京都市で最も大きな「同和地区」である崇仁地区の住民組織「崇仁まちづくり推進委員会」であり、同地区に立地する柳原銀行記念資料館であった。2012年3月「楽市・洛座エリアマネジメントワークショップ」、2012年9月「崇仁のまちづくりの過去・現在・未来

（六条村・京町家、そしてエリアマネジメントの展望）（シンポジウム）、2013年3月「営々たる崇仁のまちづくり」（京都駅東かくあるべし、エリアマネジメント）（シンポジウム）、2013年9月「エリアマネジメントというまちづくり」（人権の視点から）（シンポジウム＋ワークショップ）と一連の企画を実施してきた。住民主導であることを基本にしながら、近隣地区とともに、新たなまちづくりの在り様を模索している。まちづくりの住民組織である自治会を基礎単位にしながら、まちづくりに関心を寄せる多様な市民団体が加わり、行政がサポートを行う。その新たな体制作りのモデルケースとなる可能性を持っている。

そして、「創造的な人材が集まる核となる施設」の導入を目指し、京都市立芸術大学のキャンパス移転が現実化しつつある。単に大学を誘致することを目的とするのではなく、老朽化した市営住宅、散在する空地、京都市内で最も高い高齢化率、著しい人口減少など、同和行政によってもたらされてきた負の側面を解決し、まちを活性化する事業の一環として進められていることに意義がある。この大きなプロジェクトをマネジメントする主体がどのように構築されるのか。それは、まちづくりの社会的実験であるとともに、部落解放の社会的実験でもある。

丹波マンガン鉱山の じん肺被害を伝える



研究センター研究第三部長
京都造形芸術大学客員教授

仲尾 宏

二〇一三年三月二十四日、NPO法人丹波マンガ
ン記念館の主催で南丹市日吉町でワールドワーク
と養成講座「丹波マンガンとじん肺の記録」が開か
れた。

西は兵庫県中部から東は滋賀県朽木地域（現高島市）
にかけてはかつて日本有数の良質なマンガンを産出す
る地域であり、今も無数といってよいほどその鉱山跡が
残っている。マンガンは鉄をはじめ金属の強化媒体とし
て貴重な鉱山資源であり、鉄道線路、乾電池、その他さ
まざまな金属の加工・製造に大きな役割を果たしてき

た。戦前・戦中からその採掘作業に多くの労働者がたず
さわってきたが、一人がいざりながら這うようにして
坑道を掘り進め、原石を採掘するという過酷な労働で
あった。そして報酬は「トン堀り」といわれていたよう
に、出来高払い制度が主流であったため、現金収入の少
ない農山村にとっては得難い職場であり、また同時に体
に無理を重ねる職場でもあった。とくに戦前に朝鮮半島
から渡ってきた朝鮮人や地元の被差別部落の人が数多
くこの仕事に携わっていたとされる。中には戦時下の
「労務動員」で日本へ動員されてきた人びと、あるいは
解放後、すぐに帰国せず、そのままこの労働に従事して
いた人も少なくない。

この労働に従事した結果、「じん肺」という回復不
可能な病気を抱え、亡くなっていった人びとが多数
発生した。鉱石採取や、原石の粉碎、選鉱、荷詰め、
運搬の過程で原鉱石の粉末を吸い込むからである。
当初、この作業に従事していた人びとは結核と診断
されていた。しかしその病状を子細に診療した地元
の開業医が「じん肺」ではないかと疑ったこと、そ

して同じく地元の保健婦と京都府の生活改良普及員のふたりの女性が患者とその家族を一軒、一軒たずね歩き、部屋中をころげまわる重篤な患者の状態に驚きながら、その診療を求める運動をはじめたことがこの地域のじん肺患者を世に知らせる端著となった。一九六〇年には「じん肺法」ができており、この職業病は知られていたが、患者や家族はその適用対象であることを知らなかった。だが医師やこの二人の女性の努力が実を結び、旧日吉町が自主予算でその診療を開始したのは一九七四年のことであった。一九七六年には検診の結果、一五九名の患者の掘り起こしができた。さらに法の適用による補償の開始にあたっては京都府工場保健会の認定を受ける、という行動も必要であった。このような悲惨な犠牲者をうんだ丹波の鉾山労働はかつての四日市喘息や水俣病、近くはアスベスト被害者などと同様に、戦前から戦後の日本の産業が労働者のいのちや健康を粗末にし、軽んじてきた結果もたらされたものである。今の原発被爆労働者も然りである。

今回のシンポジウムでは基調講演（外村大氏 東京大学准教授）のあと長年地元の女性たちと交流し、その思いを伝えてきた旧美山町の草地康子さんの経過報告、そして地元の女性たちによる構成劇「じん肺に苦しんで」や同じく地元のギタリスト・渡部延男さんの「じん肺で亡くなられた方の為の鎮魂歌」などが演奏された。今回の催しには南丹市と京都府南丹広域振興局の積極的な協力があり、『丹波マンガンじん肺と女たちの軌跡』というパンフレットも刊行することができた。二〇〇三年には地元でじん肺で亡くなった方がたの追悼碑も建立されている。ただその碑の文面には朝鮮人の本名はない。また被差別部落の人びとが数多く係わっていたことも記されていない。だが、ともかくいままで「公害」とは無縁と思われる京都府にもこのような悲惨な現実がかつてあり、また今もその傷痕は癒えていない、ということがあきらかになった、という点ではひとつの前進であろう。

（上記パンフレットは京都府地域力再生プロジェクトの助成を受けた。）

服装文化に託された近代の思想

研究センター研究員
京都華頂大学教授

馬場 まみ

2011年、サッカーの澤穂希選手と佐々木則夫監督が、国際サッカー連盟の女子世界最優秀選手と女子チーム世界最優秀監督に選ばれ、その快挙に日本中が沸いた。表彰式の様子は大きく取り上げられ、二人の晴れやかな姿が新聞紙面を飾った。その場で、澤選手は着物を着ていた。澤選手は、インタビューで着物を着た理由について質問され、「サッカー協会の方々と話をして、日本を代表しているの、一番清楚で日本人らしいのが着物姿と考えた」と答えていた。一方、同時に受賞した佐々

木監督は、洋服を着ていた。日本を代表して受賞するとしても、男性が着物姿で表彰式に臨むことはないだろう。服装がユニセックス化してきた現代とはいえ、女性は和服、男性は洋服を着て盛装するという場面を私たちは日常的によく目にする。

現代の日本には、盛装の時、女性が和服を着て男性が洋服を着るという「服装文化」が存在している。その文化は、いつどのようにして形成されたのだろうか。当然のことながら、洋服は西洋の服装であり、日本人が本格的に洋服を着るようになったのは明治時代からである。明治維新後、近代化に取り組んだ政府は、日本人の服装をどうするべきかについて早くから検討を始めた。そして、種々議論がなされ、数年の間に政府高官や官吏の服装、軍服から鉄道員や巡査の制服まで、国家と関わりのある部署の服装をすべて洋服にすることを決定した。そのため、急速に近代化を遂げていった日本では、洋装する人が急増した。近代的な部署で働く人々の服装がすべて洋服となったので、近代化が進めば進むほど洋服を着

る人は増加したのである。当時の社会では、洋服を着ることが、近代社会の公的な構成員であるということを表わしていた。

この時期、洋服を着て国家と関わりのある部署で働いていたのは、ほとんどすべて男性であった。では、女性の服装はどうなっていたのだろうか。女性に関しても、明治政府は、どのような服装にするべきかについて議論し、男性の服装を洋服にした十数年後に、女性に対しても公的な場での服装を洋服にすることを決定した。しかし、女性が公の場に出る機会は少なく、近代化された部署で働くこともなかったため、女性が洋服を着ることはほとんどなかった。このように男女の状況が異なったのは、近代社会が、男性は外で働き、女性は内を治めるという性別役割分業を基盤にしていたからである。当時の女性には良妻賢母であることが求められ、公の場に出ることや外に出て働くことは期待されていなかった。女性が洋服を着なかったのは、女性が近代社会の建設に直接的に参加していなかったからである。

そして、和服を着た女性には、「文明」ではなく「文化」を担うことが期待された。近代国家では、公的社会を「西洋文明」化しながらも、その国独自の文化を保有することも必要だと考えられた。すなわち、国の独立を表わすために「日本文化」を存続させることに価値が見出されたのだ。そこで、文明化の活動の場から締め出されていた女性に対して、日本文化を継承する役割が期待されるようになった。洋服を着る男性、和服を着る女性という組み合わせは、性別役割分業を前提にして、女性が公的な存在として認められていなかった時代に成立した「服装文化」である。

男女共同参画を推進する現代社会においても、社会のすみずみまで近代の性別役割分業を前提にした価値観や慣習が残存している。女らしい服装、男らしい服装もその一つである。女性が社会で活躍し、公の場に出る機会がますます増えていくこれからの社会において、女性がどのような衣服を着用し、どのような服装文化を作り上げていくのか、興味のもたれるところである。

困難を抱える若者の

リテラシーとその支援



研究センター研究員
京都女子大学教授

岩槻 知也

私は現在、日本学術振興会の科学研究費補助金を得て、表題に示した「困難を抱える若者のリテラシーとその支援」をテーマとする継続的な共同調査研究を進めている（2013～2015年度の3年継続の研究で、共同研究者として、上杉孝實研究第5部・研究部長が参加してくださっている）。これまで私は、主として成人を対象とする識字教育の実践に関心を持って調査研究を進めてきたが、近年このような識字教育の現場にも、若者の姿がちらほらと見受けられるようになった。一般に「識字教室と言えば高齢の学習者」というイメージが強いが、この問題は決して高齢者だけの問題ではないのか

もしれない…という疑問を持ったことが、この共同研究を始めたきっかけである。「困難を抱える若者」の問題は、近年日本でも、若年の失業者や無業者、フリーター等の急激な増加に伴って、一つの社会問題として認知されるようになり、2000年代以降には様々な量的・質的な調査研究が徐々に蓄積されてきた。これら一連の研究を眺めてみると、不安定な家庭の出身者が十分な教育を受けられないまま早期に学校を離れ、安定した職業に就くこともなく、再び不安定な成人期に移行していくという共通のプロセスが見出される。さらにこれらの研究の中には、十分な教育を受けることなく学校を離れた若者の多くが「低学力」の問題を抱えており、そのことが彼・彼女らの不安定な成人期を形成する主要な要因になつていと指摘するものもある。複雑な家庭環境や学校経歴を背景とする「不登校」や「非行」等により学校教育から疎外された若者が、学校外に学びの場を求めて識字教室を訪れているのである。今後もこのような若者が増え続けるのであれば、彼・彼女らが安心して学び直せる場を早急に創り出さねばならない。私たちは、そのような場のあり方を探るために、今回の調査を企画したのである。

表題のテーマにあるように、本調査研究においては、困難を抱える若者の能力の実態を「学力」ではなく、「リテラシー」という観点から捉えている。この「リテラシー(Hierarchy)」には、通常「読み書き能力」や「識字」の訳語が当てられるが、私たちは、これまで国際的な識字運動を牽引してきた国連・ユネスコの専門家会議が2003年に提起した次のような定義を採用した:「リテラシーとは、多様な文脈(varying contexts)と結びついた印刷及び書かれた資料を用いて、確認し、理解し、解釈し、創造し、交流し、計算する能力である。リテラシーは、個人が目標を達成し、知識や潜在能力を発展させ、地域やより広い社会に十分参加することができるような一連の学習を含む。」(UNESCO Education Sector, *The Plurality of Literacy and its Implications for Policies and Programmes*, 2004, p.13) この概念における「多様な文脈」とは、人々が日々を生きる家庭や地域社会、職場等の多様な生活世界のことを指している。つまりリテラシーとは、人々が日々の暮らしの様々な場面で、様々な印刷物や文書を使って、様々なことを遂行する能力のことであり、単なる「読み書き算の基本的な能力」にとどまらないう、かなり多様な性質を含み込む能力なのである。そし

て人々はこのリテラシーの獲得を通して、自身の目標を達成したり、知識や潜在能力を開発し、さらには仕事や子育て、宗教や政治等の活動に取り組むことで社会に参加することができるという。学校において重視される「学力」は、人間が生涯にわたって社会生活を営んでいくために必要とされる多様なリテラシーのごく一部でしかないことがわかるだろう。

以上のような観点に立つて、私たちは、困難を抱える若者を支援するいくつかの組織(更生保護施設や自主夜間中学、被差別部落の識字学級等)にご協力をお願いして、そこに参加する若者にインタビューを行い、彼・彼女らがどのような立ちをたどり、どのような学校経験をを経て現在に至っているのか、また現在どのような生活をし、どのような思いを持っているのか、さらには日々の生活の中で実際にリテラシーに関わる活動をどのような行っているのかといった点について詳細に語っていただいた。また支援者に対しても、その支援の内容に関する様々なお話を伺ってきた。今後もし引き続き同様の調査活動を展開するとともに、その結果については、本調査研究が終了した段階で、丹念に整理・分析を加えてご報告したいと考えている。

研究第4部の取り組み

研究センター研究第四部長

大阪国際大学准教授

谷口 真由美

研究第4部（女性の人権部会）は、2011年よりこれまでの研究体制を少し変えて、フィールドワーク（現地調査）も取り入れるようになりました。2011年は大峰山へ、2012年は福井県敦賀地方の産小屋へ、そして今年度は三重県志摩地方への産小屋へと参りました。

フィールドワークをはじめめるきっかけとなったのは、第4部の研究テーマの一つに「穢れと女性」を取り上げることとなり、現在も続く性差別との関連、とりわけ、妊娠・出産、また妊娠する身体を持つ女性へのまなざしへの根底を探ることから研究を行うこととなったからです。2011年の大峰山、2012年の敦賀地方の産小

屋については、これまでも当センターから出された出版物に既書かれておりますので、今回は今年度の三重県志摩地方へのフィールドワーク（9月11日～12日）について記します。

初日は、志摩町越賀地区こしかの元海女さんの女性お二人と農家だった女性お一人、二日目は和具地区わぐの元海女さんお三人、いずれも70～90歳代にお話を伺いました。志摩町の産小屋は「おびや」と呼ばれ、明治の終わり頃までは村々の浜辺にあり、また、それとは別の納屋として月経の際に行つたとされる「かりや」のしきりがあったといひます。女性は妊娠すると「火が穢れる」といって家族と一緒に食事をすることができず、別棟で暮らして炊事や食事に至るまで別生活をし、月経時にも「かりや」に別居して煮炊きをして引きこもり、氏神にも不浄なものとして宮参りは遠慮をしたとの記述があります。方言では月経そのものを「かりや」と呼んでおり、聞きとり調査のなかで、女性たちからは「かりや」という言葉を何度も聞きました。ただし、海女さんたちからは、「かりや」のときに海が穢れると言われたことは無いので、その間も「かりやふんどし」と呼ばれるT字帯をあてて海に入り、海女の仕事をしていたと伺いました。しかしながら、神社などへは「かりや」のときは入ってはいけないと言われていたとのことでした。

越賀地区では、昭和42年まで「おびや」の利用があり、その頃までは「樽入れ」と呼ばれる結婚の儀式後も出産

までは妻は実家で過ごし、夫が妻の実家に通ってくるという「妻訪い」の形態をとっていたようです。第1子の出産は妻の実家で行い、20日間を妻と子どもが実家で過ごし、その後の40日間は「おびや」で過ごし、計60日間が産後の養生の期間とされました。第2子以降は、嫁ぎ先で7日間、「おびや」が38日間の計45日間とされています。「おびや」にはお祝いとして「ちさい」というご馳走のお米、新鮮な魚、野菜、卵などが親戚知人から届けられ、それをもとに食事を作ってくれたのは妻方の実母であったといえます。聞き取りでは、「おびや」にいる間はご馳走も食べられ、夫や義実家、仕事から解放されるのんびりと過ごせてとても幸せだったと、皆さん口を揃えて仰っていました。越賀に最後まであった「おびや」は3部屋あり、多い時は6人の産婦と一緒に過ごしていたこともあるようですが、食事などは別だったそうです。「おびや」から帰る時は、道や辻に海水や塩をまいたとのことでした。

和具地区では越賀地区のように「おびや」が近年まで残っていないかったため、実家での出産が多かったようです。興味深いお話としては、出産時に使用した血のついた衣類などや死者の着物は、「おばま」と呼ばれる浜の決められた場所で洗い、日が暮れた後に北向きに干したとのことです。また、胎盤などは、お墓の隣に捨てるところがありそこに産婆さんが捨てに行っていたというお話も伺えました。

今回の聞き取り調査を行って再確認したことです。やはり文献に書かれていることだけではいろんな実態がわからないことも多く、生の声を聞くことの大切さを感じました。これからも、第4部としてはできる限り年に1度くらいはフィールドワークも行っていきたいと考えています。

なお、今回のフィールドワークを行うにあたり、近鉄賢島カントリークラブの黒坂敏夫さん、志摩市商工観光部の小堀久さん、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会の伊藤芳正さん、旅館和洲閣の伊藤泰子さん、小川益司さんご夫妻、小川さきゑさん、山村美紗江さん、松井百合子さん、田中サイ子さん、伊藤トモ子さん、東川照子さん、志摩市教育委員会の皆さまに多大なるご協力を頂きました。ここにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

(1)文中の聞き取り以外の部分に関しては、志摩町史編纂委員会編『志摩町史改訂版』（日本出版、平成16年）を参考にしている。



2013年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で16年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
11	11月1日 (金)	講義	13:30～15:00	貧困者の人権	湯浅 誠
		講義	15:15～16:45	世界人権宣言 65周年 —国連のジェンダー平等への取り組みと日本—	山下 泰子
12	11月8日 (金)	講義	13:30～15:00	女性差別と救済 —日本の古代中世仏教史から—	平 雅行
		講義	15:15～16:45	東日本大震災と人権	上田 正昭
		修了式	16:45～17:00	研究センター理事長 上田 正昭	

※第10回まで終了。

開催日程 6月18日(火)～11月8日(金) 全12回
時間 午後1時30分～(※受付:午後1時～)
会場 ハートピア京都(中京区烏丸丸太町下ル)
 ※フィールドワークを除く
受講料 1回2,000円(年間20,000円)

京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車
 ⑤番出口(地下鉄連絡通路にて連結)
 京都市バス、京都バス、JRバス
 「烏丸丸太町」バス停下車



お問い合わせ
 (公財) 世界人権問題研究センター
 (TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

会場が
変わりました

【2013年度】講座・人権ゆかりの地をたずねて

京都の魅力再発見

京都のまちには数多くの名所・旧跡があります。そこでは寺社や町衆の文化とともに、差別を受けながらも京都の歴史・文化の創造と発展に寄与した人びとの生活史が息づいてきました。また、朝鮮半島や中国などから渡来した人びとも京都の文化をかたちづくる上で大きな役割を果たしました。

本講座では、そうした京都の〈人権ゆかりの地〉をとりあげ、そこでおりなされてきた人間模様を通じて、京都における人権の歴史を多面的に学んでいきたいと思えます。

回	月日	講師	テーマ・内容
6	11月2日 (土)	西山 剛 研究センター研究員 京都文化博物館学芸員	興を担ぐ人々 — 力者・駕輿丁・八瀬童子 —
7	12月7日 (土)	田中 隆一 研究センター専任研究員	京都の旧満洲（中国東北）ゆかりの地をたずねて
8	1月25日 (土)	上田 正昭 研究センター理事長 京都大学名誉教授	高瀬川開削400年 — 角倉了以と素庵に学ぶ —

※第5回まで終了。

会場が変わりました



- 回数 全8回
- 曜日 土曜日
- 時間 午後2時～3時30分
(受付は、午後1時30分～)
- 場所 ハートピア京都
(中京区烏丸丸太町下ル)
- 定員 50人 (第8回のみ100人)
- 受講料 1,000円 (1回)
- * 賛助会員は無料
- * 予約不要、当日受付

京都市営地下鉄丸太町線「丸太町」駅下車
 ⑤番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)
 京都市バス、京都バス、JRバス
 「烏丸丸太町」バス停下車

お問い合わせ
 (公財) 世界人権問題研究センター
 (TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

アクティブ・ミュージアム 「女たちの戦争と 平和資料館」について

1. 「女たちの戦争と平和資料館」
(women's active museum on war and
peace=wan) は、2005年8月、
松井やよりさんの遺志を受け継い
で設立された。

私の専門分野では、松井さんは、
朝日新聞論説委員として、女性差別
撤廃条約の署名に大きな貢献をさ
れたことで知られている。松井さん
は、1980年6月、1面トップで、
「政府は、女子差別撤廃条約の署名延期の方針」という
記事を書き、それが市川房枝さんたちの運動に火をつけ、
1月後、第2回世界女性会議の席上、日本初の女性大使・
高橋展子さんの手で行われた条約の署名を導いた。

その後も、朝日新聞編集委員として、ジェンダー問題
に関する記事を書き続け、私たちの支えになってくだ
さった。なかでも、2000年12月の日本軍の性奴隷制

を裁いた「女性国際戦犯法廷」を発案し、幾多の困難を
克服して、これを実現させた功績が、特筆される。法廷
では、旧ユーゴバルワンの戦犯法廷の判事や世界の
フェミニズム法学の第一人者によって審理が進められ、
2001年12月ハーグで、「慰安婦」制度で起訴された
被告全員に「有罪」が認定された。

しかし、翌2002年秋、松井さんは、肝臓がんであ
ることを公表され、平和資料館設立の希望を述べられて、
暮れの12月27日に、68歳の早すぎる生涯を閉じられた。
病床の松井さんを励ましたくて、平和資料館の建設に、
私も含めて多くの人が寄付をよせた。

2. wanは、「戦時性暴力の被害者と加害を記録し、
学び、語り合い、行動を起こしていく記憶と活動の拠点」
である。

①入口を入ると、アジア各国の日本軍による性暴力被
害者の150余名の女性のポートレートに迎えられる。
入場者は、一人ひとりの生涯に思いを馳せ、その重みに

圧倒される。

② 特別展コーナー 年1〜2回のペースで、テーマを絞った特別展が開催される。第1回は、「女性国際戦犯法廷のすべて」、第2回は、「松井やより全仕事」展、第3回は、「朝鮮人『慰安婦』展」が開催された。2013年9月現在は、第11回「台湾『慰安婦』の証言」が展示されている。

③ 資料閲覧コーナー 松井やよりさんの書かれた全記事はもちろん、「慰安婦」裁判や女性戦犯法廷の全資料が閲覧できる。

④ ビデオ・ブース 被害女性の証言や女性戦犯法廷の全審理、wamのシンポジウムの記録などすべてが視聴できる。

⑤ 展示以外の活動 wamは、セミナー／シンポジウムの開催、調査／出版、連帯行動を行っている。まさに、アクティブ・ミュージアムの面目躍如である。

3. 私は、2013年6月28日、第10回特別展「軍隊

は女性を守らない」沖繩の日本軍慰安所と米軍の性暴力「」を見学した。

まず、壁一面に貼られた「沈黙の声―米軍の性暴力に抗して」という展示に足がすくんだ。1945年から2012年10月までのおびただしい数の新聞、書籍、証言を元にした事件カードである。1945年から1949年までが158件、1950年から2012年までが167件、沖繩の女性たちは、施政権返還の前後にかかわらず、米軍の性暴力にさらされ続けてきたのである。「1945年、米軍上陸間もない頃、米兵に強かんされそうになった私を守ろうと、立ち向かった夫が射殺されました」というものから、「2012年10月16日、仕事が終わって家に帰る途中で、2人の米兵に輪かんされました。20歳でした」というものまで、その1枚1枚が怒りと慟哭に満ちている。

このメインは、沖繩の日本軍慰安所における性暴力である。1944年3月、日本軍は、第32軍の配備とともに

に、沖縄各地に慰安所を作った。那覇の辻遊郭や朝鮮半島、九州などから集められた女性たちを「慰安婦」にした。慰安所の数は、130か所にものぼる。第1室では、沖縄の歴史と日本軍の侵略について、丁寧にわかりやすく解説している。近代沖縄の女性たちにとって日本への「同化」と、戦争の犠牲は、あまにも大きい。

第2室では、日本軍による性暴力被害が具体的に語られている。慰安所設置の目的は、①地元の女性への「強かん対策」、②「性病予防」、③兵士の「ストレス解消」、④将兵が地元の女性と親しくなつて軍事機密をもらさないよう「機密保持」のねらいがあつたとされる。「慰安婦」にされた女性たちは、行列をつくる多くの兵士の性暴力にあり、水汲みなどの危険な使役をさせられ、野戦病院の看護を手伝い、最後は、戦場に放り出されて無残に死んでいった。生き残つた人々も、沖縄や九州出身の「慰安婦」は、「前歴が公娼」といわれて、沈黙を続けている、という。

「軍隊は、決して、女性を守らない。」

4. 私自身は、女性差別撤廃条約の研究者であり、その研究・普及のために1987年から「国際女性の地位協会」(JAIWR)というNGOをつくり、1998年からは国連経済社会理事会の協議資格をもつNGOとして活動をしてきた。さらに、同条約の国家報告制度を実効性のあるものにするため、2002年から「日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク」(JNNC)を結成し、活動している。現在それは49の団体が構成されている。

wamは、JNNCの構成団体の1つであり、一貫して「戦時慰安婦」の問題を女性差別撤廃委員会に提起してきた。女性に対する暴力の問題は、1990年代以降、国連におけるジェンダー問題の最重要事項である。しっかりした資料に裏付けられたwamの告発は、女性差別撤廃委員会ばかりでなく、社会権規約委員会や拷問禁止委員会などの国際人権機関の勧告にも影響を与えている。

(研究センター嘱託研究員・文京学院大学名誉教授

山下 泰子)



▲日本軍慰安所マップ、おびたしい数の米軍の性暴力事件カード、展示資料



▲沈黙を破った女性たち 150 人のポートレート (wam のホームページより)



▲ 2013 年 6 月、第 10 回特別展「軍隊は女性を守らない」展示前の筆者

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000 円～
1,575 円 (税込)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
8,610 円 (税込)

創立10周年記念出版

「散所・声聞所・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,890 円 (税込)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価
1,890 円 (税込)

「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



季刊「グローブ」(研究センター通信)

年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号
2,500 円 (税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「平和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。

「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典 ・『グローブ』(季刊：年4回発行)『年報』の無償送付。
 - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付。
 - ・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。
 - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内。
- ◎お問い合わせ、お申込みは下記へ。



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp